

最高裁秘書第2546号

令和2年10月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年9月24日付け（同月28日受付、第020506号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成30年12月14日付け最高裁判所事務総局行政局長書簡（地方裁判所長宛て）（片面で4枚）
- (2) 平成30年12月14日付け最高裁判所事務総局行政局長書簡（高等裁判所長官宛て）（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろー10)

平成30年12月14日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局行政局長 平 田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、現在、全地方裁判所においては、平成29年12月25日付け当職書簡に基づき、労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施について積極的な周知等の取組を行っていただくとともに、テレビ会議の方法による期日を実施した事件について、当該期日の実施状況の報告を行っていただいているところです。

上記の取組等の結果、テレビ会議の方法による期日を実施した事件が平成28年は7件、平成29年は15件、平成30年は37件（10月終局分まで）報告されているなど、テレビ会議の方法による期日を実施することができる旨の周知は、着実に進んでいるものと考えられます。また、実施状況の報告によると、テレビ会議の方法による期日の実施が有用であったとの感想も聞かれています。

もっとも、テレビ会議の方法による期日を実施した事件の数は全体からするとなお少数にとどまっており、手続を利用する当事者や代理人弁護士等にテレビ会議を利用できることが広く浸透しているとまではいえないため、上記の周知等の取組については、今後も継続する必要があるものといえます。また、テレビ会議の方法による期日を実施する場合の有用性や課題等について更に分析を進めため、引き続き当該期日の実施状況を把握していく必要もあるものと考えられます。

このため、当局では、労働審判手続におけるテレビ会議の更なる活用に向けて、全地方裁判所において、平成31年1月以降も本年と同様の取組、すなわち別紙記載1の積極的な周知等の取組及び同記載2の実施状況の報告を行っていただくこと

としました。

各庁には引き続き負担をお掛けすることになりますが、上記趣旨をお酌み取りいただいた上、別紙の取組及び報告を行っていただきますよう御協力をお願ひいたします。

なお、本年のテレビ会議の方法による期日の実施状況については、取りまとめの上、後日情報提供しますので、今後の各庁における取組の参考としてください。

敬 具

(別紙)

1 労働審判手続におけるテレビ会議の利用についての周知等の取組について

(1) 対象庁

全地方裁判所

(2) 実施期間

平成31年1月1日から同年12月31日まで

(3) 取組内容

各庁に申し立てられた労働審判事件について、それぞれ、当事者等が、テレビ会議システムが設置された裁判所に出頭し、テレビ会議の方法による期日を実施することができることについて、次のアの方法により積極的な周知を行う。

また、各庁の実情に応じて、イの周知依頼及びウの取組を行うことを検討する。

ア 手続案内や事件の受付、受付後の期日調整等の際に、事案や相談内容等に応じて、労働審判委員会の判断により、テレビ会議の方法による期日を実施することができることを案内すること

イ 弁護士会に対し、労働審判委員会の判断によりテレビ会議の方法による期日を実施することができることについて、会員弁護士への周知を依頼すること

ウ 弁護士会との間で会員弁護士にテレビ会議システムの利用を経験してもらう機会を設けるなど、関係者によるテレビ会議への理解が深まるような取組を行うこと

2 労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施状況の報告について

(1) 対象庁

全地方裁判所

(2) 実施期間

平成31年1月1日から同年12月31日まで

### (3) 報告事項及び報告方法

平成31年1月1日以降に終局した労働審判事件のうち、テレビ会議の方法による期日を実施した事件について、本書簡と同時に送付する「テレビ会議実施事件の概要報告シート（平成30年12月改訂）」と題するエクセルファイルに事件概要を入力し、当該月終局分を翌月20日までに文書管理システムを利用して、当局第二課労働審判係宛てに送信する（テレビ会議の方法による期日を実施した事件がない場合は、送信不要である。）。

なお、上記報告シートは様式を改訂したことから、従前の報告用のエクセルファイルは使用しないよう留意する。

また、管内に労働審判事件取扱支部を有する地方裁判所にあっては、本庁及び当該支部の報告を取りまとめて送信する。

おって、報告用のエクセルファイルは、当該労働審判事件が係属した裁判所において作成する。

(訟ろ-10)

平成30年12月14日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局行政局長 平田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、労働審判手続におけるテレビ会議の活用に向けた取組について、別紙のとおり書簡を発出しましたのでお知らせします。 敬具

(別紙)

(訟ろー10)

平成30年12月14日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局行政局長 平 田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、現在、全地方裁判所においては、平成29年12月25日付け当職書簡に基づき、労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施について積極的な周知等の取組を行っていただくとともに、テレビ会議の方法による期日を実施した事件について、当該期日の実施状況の報告を行っていただいているところです。

上記の取組等の結果、テレビ会議の方法による期日を実施した事件が平成28年は7件、平成29年は15件、平成30年は37件（10月終局分まで）報告されているなど、テレビ会議の方法による期日を実施することができる旨の周知は、着実に進んでいるものと考えられます。また、実施状況の報告によると、テレビ会議の方法による期日の実施が有用であったとの感想も聞かれています。

もっとも、テレビ会議の方法による期日を実施した事件の数は全体からするとなお少數にとどまっており、手続を利用する当事者や代理人弁護士等にテレビ会議を利用できることが広く浸透しているとまではいえないため、上記の周知等の取組については、今後も継続する必要があるものといえます。また、テレビ会議の方法による期日を実施する場合の有用性や課題等について更に分析を進めため、引き続き当該期日の実施状況を把握していく必要もあるものと考えられます。

このため、当局では、労働審判手続におけるテレビ会議の更なる活用に向けて、全地方裁判所において、平成31年1月以降も本年と同様の取組、すなわち別紙記

載1の積極的な周知等の取組及び同記載2の実施状況の報告を行っていただくこととしました。

各庁には引き続き負担をお掛けすることになりますが、上記趣旨をお酌み取りいただいた上、別紙の取組及び報告を行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、本年のテレビ会議の方法による期日の実施状況については、取りまとめの上、後日情報提供しますので、今後の各庁における取組の参考としてください。

敬 具

(別紙)

1 労働審判手続におけるテレビ会議の利用についての周知等の取組について

(1) 対象庁

全地方裁判所

(2) 実施期間

平成31年1月1日から同年12月31日まで

(3) 取組内容

各庁に申し立てられた労働審判事件について、それぞれ、当事者等が、テレビ会議システムが設置された裁判所に出頭し、テレビ会議の方法による期日を実施することができることについて、次のアの方法により積極的な周知を行う。

また、各庁の実情に応じて、イの周知依頼及びウの取組を行うことを検討する。

ア 手続案内や事件の受付、受付後の期日調整等の際に、事案や相談内容等に応じて、労働審判委員会の判断により、テレビ会議の方法による期日を実施することができることを案内すること

イ 弁護士会に対し、労働審判委員会の判断によりテレビ会議の方法による期日を実施することができることについて、会員弁護士への周知を依頼すること

ウ 弁護士会との間で会員弁護士にテレビ会議システムの利用を経験してもらう機会を設けるなど、関係者によるテレビ会議への理解が深まるような取組を行うこと

2 労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施状況の報告について

(1) 対象庁

全地方裁判所

(2) 実施期間

平成31年1月1日から同年12月31日まで

### (3) 報告事項及び報告方法

平成31年1月1日以降に終局した労働審判事件のうち、テレビ会議の方法による期日を実施した事件について、本書簡と同時に送付する「テレビ会議実施事件の概要報告シート（平成30年12月改訂）」と題するエクセルファイルに事件概要を入力し、当該月終局分を翌月20日までに文書管理システムを利用して、当局第二課労働審判係宛てに送信する（テレビ会議の方法による期日を実施した事件がない場合は、送信不要である。）。

なお、上記報告シートは様式を改訂したことから、従前の報告用のエクセルファイルは使用しないよう留意する。

また、管内に労働審判事件取扱支部を有する地方裁判所にあっては、本庁及び当該支部の報告を取りまとめて送信する。

おって、報告用のエクセルファイルは、当該労働審判事件が係属した裁判所において作成する。